

意見聴取要請の概要

○ 食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

- ※ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、成分規格を設定すること。

（平成 17 年 1 月 31 日付け）

・ネオテーム

（ネオテームは、アスパルテームを N-アルキル化することにより合成して得られたジペプチドメチルエステル誘導体の甘味料及びフレーバー増強剤。本品の甘みは、使用する食品の種類や配合組成によって異なるが、アスパルテームの約 30 ～ 60 倍であり、砂糖の 7,000 ～ 13,000 倍であると報告されている。）

- ※ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の成分規格を改正すること。

（平成 17 年 1 月 31 日付け）

・次亜塩素酸水

（殺菌剤の一種類であり、塩酸又は食塩水等を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液。現在、強酸性次亜塩素酸水（pH2.7 以下）及び微酸性次亜塩素酸水（pH5.0 ～ 6.5）があり、今回、新たに pH2.7 ～ 5.0 を新設し、あわせて定義における微酸性次亜塩素酸水の製造方法の一部を改正しようとするもの。）



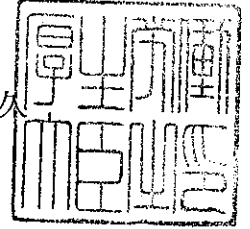
厚生労働省発食安第 0131001 号

平成 17 年 1 月 31 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



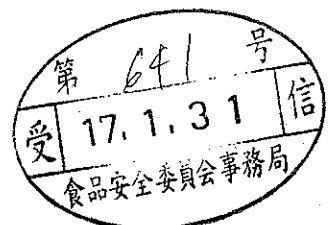
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、成分規格を設定すること

ネオテーム



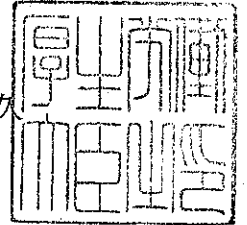
厚生労働省発食安第 0131002 号

平成 17 年 1 月 31 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の成分規格を改正すること。

次亜塩素酸水

